

京都市告示第 200号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会、平成16年7月1日付けで認可した細野自治会及び平成17年3月11日付けで認可した京北自治振興会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年6月22日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 南巽町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	杉本 禮子	波多野 元三郎
代表者の住所 及び所在地	京都市西京区桂南巽町64番地3	京都市西京区桂南巽町89番地2

2 細野自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	辻 実智之	三谷 秀
代表者の住所	京都市右京区京北細野町下之町33番地	京都市右京区京北細野町坂本19番地1

3 京北自治振興会

	変更前	変更後
代表者の氏名	岡本 洋志	田中 章仁
代表者の住所	京都市右京区京北明石町西代26番地	京都市右京区京北大野町清水58番地

(文化市民局地域自治推進室)